

国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大

1 件 不当金額(支出) 3 6 1 0 万円

1 国勢調査の概要等

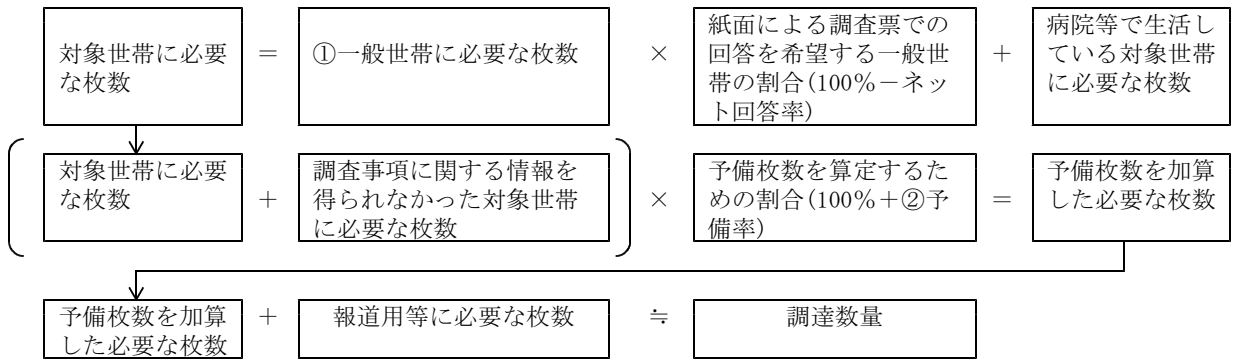
(1) 国勢調査の概要

総務省統計局(統計局)は、統計法等に基づき、人及び世帯に関する全数調査(調査対象世帯を「対象世帯」)を行い、平成27年に国勢調査を実施している(同年に実施した国勢調査を「27年国勢調査」)。

統計局は、国勢調査の調査事項に係る回答を、紙面による調査票で受ける方法に加えて、インターネット経由で受ける方法(ネット調査)を27年国勢調査において初めて全国で導入することとし、24年度から26年度までの間に3次にわたり実施した試験調査において、病院等で生活している対象世帯を除いた対象世帯(一般世帯)のうち、ネット調査で調査事項を回答した一般世帯の割合(ネット回答率)は、それぞれ25.3%、23.3%及び34.0%となっている。

(2) 調査票等の調達の概要

統計局は、27年国勢調査の実施に当たり、紙面で回答を受ける調査票及び調査票と合わせて1世帯に1部配布される「調査票の記入のしかた」(これらを「調査票等」)の調達を行っている。統計局は、次の手順により、調査票の調達数量を算定していた。



このうち、①「一般世帯に必要な枚数」及び②「予備率」の算定方法は、次のとおりとなっていた。

- ① 「一般世帯に必要な枚数」については、前回の22年に実施した国勢調査(22年国勢調査)の結果等により一般世帯の世帯数を算定するとともに、調査票1枚に記入できる回答は4名分であることから、人員数が5人から8人までの一般世帯については調査票2枚が必要になることなど(世帯人員のばらつき)を踏まえ、22年国勢調査の結果等により世帯人員のばらつきに係る追加枚数を見積り、これを一般世帯の世帯数に加算して算定する。
- ② 「予備率」については、紛失、破損等、世帯人員のばらつき、27年国勢調査に使用されるシステムに障害が発生するおそれ(システム障害に係る予備率)などを考慮して、その想定される発生割合とする。

予備率の内訳

(単位:%)

予備率の内訳	調査票回答世帯における紛失、破損等	都道府県、市町村での調査の際に天災等が発生するおそれ	統計局等における検査時の汚れ、折れなどによる書き直しが発生するおそれ	調査票回答世帯の世帯人員のばらつき	27年国勢調査に使用されるシステムに障害が発生するおそれ	計
調査票等						
調査票	10	5	6	5	3	29
調査票の記入のしかた	10	5		5		20

これらを踏まえて、調査票の調達枚数については、対象世帯に必要な枚数に8,586,103枚を加えた57,370,784枚に予備率29%を乗じて得るなどした74,008,312枚に報道用等の4,300枚を加えるなどして74,012,610枚と算定していた。また、「調査票の記入のしかた」の調達部数については、一般世帯に必要な部数からネット回答率に基づき算定した部数を控除した43,129,464部に予備率20%を乗じて得るなどした51,755,357部に、病院等で生活している対象世帯用等の10,228,530部を加えるなどして61,983,880部と算定していた。

そして、統計局は、調査票等に係る用紙購入及び印刷を行うために、算出票により算定された調達数量等に基づき、26年度に一般競争入札を実施し、用紙購入については、1会社との間で2契約、印刷については、4会社との間で4契約をそれぞれ締結している。これらの6契約に基づく支払額は用紙購入4億2620万円、印刷3億1473万円、計7億4094万円となっている。

2 検査の結果

上記の6契約を対象として、検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) システム障害に係る予備率及びネット回答率の設定

統計局は、予備率の算定に当たり、システム障害に係る予備率として3%を設定していた(これに係る調査票の枚数は1,721,130枚)。

しかし、統計局は、ネット回答率の算定に当たって、第1次、第2次両試験調査のネット回答率の平均値24.3%から、システム障害の影響等によりネット回答率が更に低下することを想定して4.3%引き下げて20%(これにより増加した調達数量3,754,270枚)としていた。したがって、システム障害に係る予備率3%を想定して見込んだ調査票1,721,130枚は調達する必要がなかった。

(2) 世帯人員のばらつきに係る予備率及び一般世帯に必要な枚数の算定

統計局は、予備率の算定に当たり、世帯人員のばらつきに係る予備率として5%を設定していた。そして、これに係る調査票の枚数は2,868,540枚となる。また、これに係る「調査票の記入のしかた」の部数は2,156,470部となる。

しかし、統計局は、算定手順①の一般世帯に必要な枚数の算定に当たって、上記の5%とは別に世帯人員のばらつきを踏まえて、追加の調査票4,417,760枚を見積り、既にこれを加算していたことから、世帯人員のばらつきに係る予備率5%を想定して見込んだ調査票2,868,540枚は調達する必要がなかった。また、「調査票の記入のしかた」については、1世帯に1部のみを配布することから、世帯人員のばらつきに係る予備率5%を想定して見込んだ上記の「調査票の記入のしかた」2,156,470部は調達する必要がなかった。

したがって、6契約で調達した調査票74,012,610枚のうち(1)1,721,130枚及び(2)2,868,540枚の計4,589,670枚並びに「調査票の記入のしかた」61,983,880部のうち(2)2,156,470部が過大に調達されており、これに係る支払額である用紙購入費1891万円及び印刷費1718万円、計3610万円が不当と認められる。